

令和2年度 第3回防府市障害者保健福祉推進協議会及び防府市地域総合支援協議会
会議録要旨（案）

日 時：令和3年2月18日(木) 午後6時30分から午後7時30分まで
場 所：防府市保健センター

事前配付資料の確認

次第「1 開会」は記載省略

2 議事

(1) 第五次防府市障害者福祉長期計画の策定について

【事務局説明】

第五次防府市障害者福祉長期計画の策定について説明

【質疑応答】

意見なし

(2) 防府市障害福祉計画（第6期計画）及び防府市障害児福祉計画（第2期計画）の策定について

【事務局説明】

防府市障害福祉計画（第6期計画）及び防府市障害児福祉計画（第2期計画）の策定について説明

【質疑応答】

A 委員

生活介護事業所の新規参入は令和何年頃の見込みか。

事務局

新規参入の相談を受けただけで具体的には決まっていない。

B 委員

成年後見センターはどこに設置されるのか。

事務局

社会福祉協議会に委託して開設する予定である。

B 委員

社会福祉協議会のある文化福祉会館は解体されるそうだが、市役所へ移転するのか。

事務局

市役所の新庁舎に移転する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備について

【事務局説明】

地域生活支援拠点等の整備について説明

【質疑応答】

C 委員

地域生活支援拠点等の県への届け出はいつ頃か。

事務局

3月中に届け出る。

D 委員

地域生活支援拠点等を面的整備した場合、どこが各施設を統括するのか。

事務局

市役所、総合支援協議会、保健福祉推進協議会が統括する。

E 委員

親亡き後を見据えてとは、比較的元気な親がいても、親亡き後のことを考え障害者を独立させていくというイメージなのか。

事務局

いつとは決めていないが、親が亡くなってからでは遅いので、なるべく早めに備えて欲しい。

F 委員

地域生活支援拠点等は、緊急時の受け入れを短期入所が担い、基幹相談支援センター等が 24 時間の相談を担っており、精神障害や知的障害の方の一人暮らしの状態を支え、地域移行を進めるためのシステムである。

そういった相談を相談支援事業所が担い、防府市が地域生活支援拠点等の統括の役割を担うことで対応できると思う。

G委員

地域生活支援拠点等が整備されると、困った時に市役所等へ相談に行けば、すぐ対応できるのか。

事務局

これまでも緊急時の対応を行ってきたが、地域生活支援拠点等が整備されると、よりスムーズに緊急時の対応ができるようになる。

G委員

個別対応ではなく、協議の場があると使いやすい。

事務局

地域生活支援拠点等を面的整備した場合、機能が分散しているので、まずは市役所か相談事業支援所に相談することとなる。

H委員

相談支援事業所が集まって検討するという機会はあるのか。

事務局

総合支援協議会のサービス調整会議や運営会議で協議を行う。

H委員

短期入所や共同生活援助の事業所が協議する場はあるのか。

事務局

地域生活支援拠点等のプロジェクトチームで協議を行う。

I委員

都道府県のバックアップというのは具体的にはどういうことか。

事務局

研修会の開催、市町の好事例の紹介、現状や課題等の把握・共有などの協力を受ける。

以上により議事終了。